改正前厚年令第八条の二の七	法附則第十七条の三	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法附則第十七条の三
改正前厚年令第八条の二の七第一号	法第六十一条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十一条第二項
改正前厚年令第八条の二の七第二号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第八条の二の七第三号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前昭和六十一年経過措置政令第九十条第一号	私立学校教職員共済法	平成二十四年一元化法改正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法
	第五十六条	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第八十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十六条
改正前昭和六十一年経過措置政令第九十条第二号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
	私立学校教職員共済法第二十五条	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条
	準用する場合	準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の規定を適用する場合
改正前昭和六十一年経過措置政令第九十条第三号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法

2　改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付については、次に掲げる規定を適用する。

一　改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条（第六項を除く。）並びに附則第十一条から第十一条の四まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の五から第十三条の八まで及び第十七条の四

二　改正後昭和六十年改正法附則第六十二条

三　改正後平成六年改正法附則第二十一条、第二十二条及び第二十四条から第二十七条まで

四　改正後厚年令第三条、第三条の三から第三条の五まで、第三条の六、第三条の六の二、第三条の十二の二、第三条の十二の三、第三条の十二の九、第六条の五、第七条、第八条の二及び第八条の二の六

五　改正後平成六年経過措置政令第十四条、第十四条の三及び第十四条の四

3　前項の規定によるほか、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金について施行日以後に厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項の規定により加給年金額が加算されたときは、当該改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金については、改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4　改正後厚生年金保険法第三十六条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払額について準用する。

第二十二条　昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付について平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前昭和六十年改正法附則第五十六条第二項	同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付（	平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十条第一項に規定する改正前国共済法による年金であって、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金及び平成二十四年一元化法附則第七十条第九項に規定する改正前私学共済法による年金に規定する給付をいう。以下同じ。）（
改正前昭和六十一年経過措置政令第八十六条	同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付を	厚生年金保険法
	新被用者年金各法	障害共済年金

2　昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、次に掲げる規定を適用する。

一　改正後昭和六十年改正法附則第七十八条

二　改正後昭和六十一年経過措置政令第九十三条、第九十三条の二、第九十八条及び第百三条の二